

# 資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について

南丹市総務部監理課

## 1. 実施事項

南丹市が発注する建設工事において、一定の資本関係又は人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）の同一入札への参加は、入札の公平性を欠くおそれがあることから、公正な入札執行のため、入札への参加を制限します。

## 2. 親子会社等の基準

親子会社等は、次のいずれかに該当する者をいう。

### (1) 資本関係

ア 親会社と子会社の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

※ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

### (2) 人的関係

ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている者

イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任され管財人を現に兼ねている者

※アについては、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

### ・親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社及び子会社をいう。

子会社・・・会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

親会社・・・株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

### ・役員等の定義

以下の①から⑤までのいずれかに該当する者をいう。

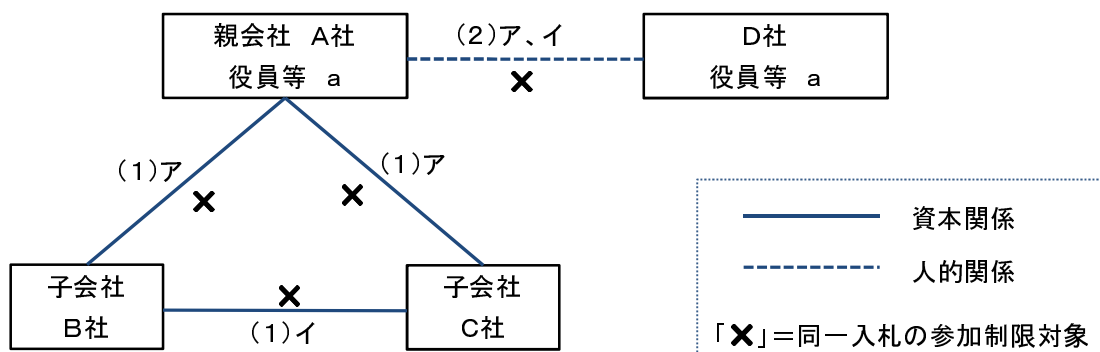
①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

③委員会設置会社における執行役又は代表取締役

④個人事業主

⑤組合の役員



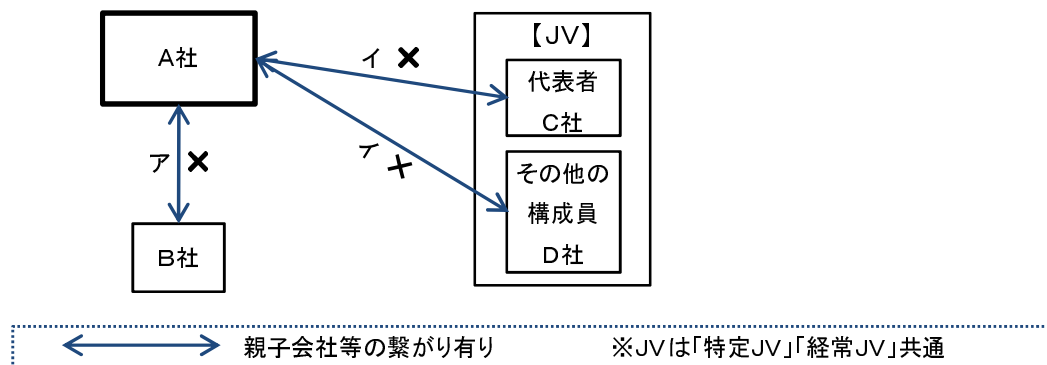
### 3. 親子会社等に係る同一入札の参加制限

次の（１）及び（２）において、それぞれのア又はイに該当する者と同一入札に参加することができません。

（１）単体の建設業者（以下「単体業者」という。）の場合

ア 単体業者の親子会社等

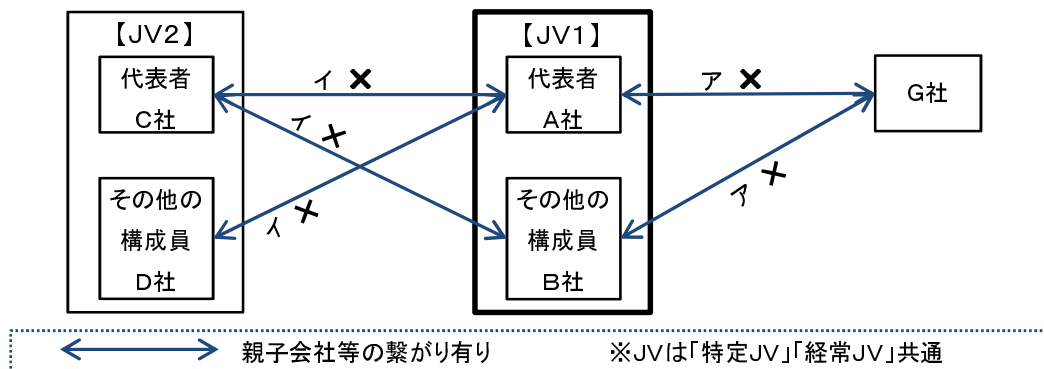
イ 単体業者の親子会社等を構成員とする経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）※単体、JV混在の入札の場合



（２）共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員の親子関係等

イ 共同企業体の代表者の親子会社等を構成員とする他の共同企業体



#### **4. 入札の取扱い**

入札において、同一入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。

ただし、そのうちの二者が入札をするまでに、その者を除く該当する全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。

※上記内容を入札公告に記載します。

#### **5. 留意事項**

入札参加者が親子会社等に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、南丹市競争入札心得第9条第2項の規定に抵触しないものとします。

#### **6. 適用日**

平成30年10月1日から施行する。ただし、4. 入札の取扱いについては、平成31年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。